

令和8年度 柵尾小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」
(いじめ防止対策推進法 総則)

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えをもとに教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

なにより学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、学年主任、生活指導主任、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーを加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「柵尾小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートによりを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「柵尾小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校新聞「豊楽の子」やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、学校全体で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) 全教職員による情報交換

毎月、全教職員によって情報交換を行い、いじめの早期発見に取り組む。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長できる学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己有用感を育む授業づくり、学校づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ いじめ防止標語コンテストに参加し、いじめ防止の心を育てる啓発活動を行う。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケートや教育相談（担任による全児童との個別面談）を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 保健室での相談活動やスクールカウンセラーとの面談、いじめ相談電話などを紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめに対しては、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会を通じて市長に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 教育委員会又は学校は当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者、並びに関係した児童及びその保護者に対して重大事態調査に関する説明をする。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者、並びに関係した児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

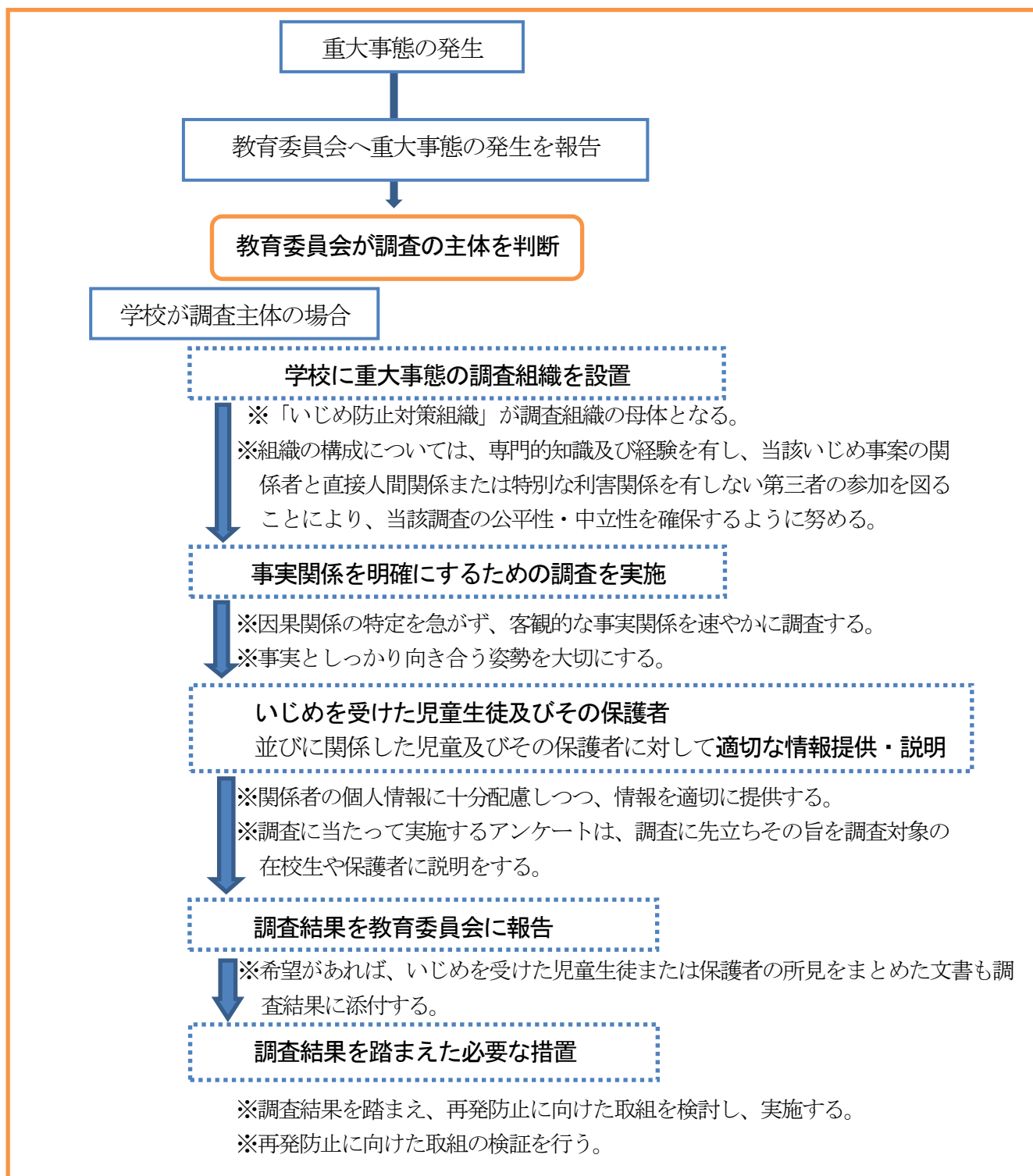
いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、棚小校区連絡会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
 - ・ 校内研修の内容 事例研究（適時実施）

(2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



《年間計画》

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組・学校行事	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ Pへ	○「棚尾小学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○全教職員による情報交換	○保健室での相談やスクールカウンセラーとの相談について、児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○町別集会、集団登校 ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○棚尾再青会による見守り下校 ○授業参観 ○棚小よい子の一日の発行 ○「棚尾小学校いじめ防止基本方針」の周知
5月		○全教職員による情報交換	○緑の羽根募金活動		○個別懇談会
6月		○全教職員による情報交換	○修学旅行（6年生） ○みどりの学校（5年生）	○生活アンケート・教育相談の実施	
7月		○全教職員による情報交換			○夏休みのくらしの発行 ○各地区民生委員との懇談
8月					
9月		○全教職員による情報交換	○集団登校	○身体測定	
10月		○全教職員による情報交換	○運動会	○生活アンケート・教育相談の実施	
11月		○全教職員による情報交換 ○第1回学校運営協議会の開催	○福祉実践教室		○第1回学校運営協議会の開催
12月		○全教職員による情報交換	○人権週間（標語作り） ○赤い羽根募金活動		○個別懇談会 ○冬休みのくらしの発行 ○保護者への学校評価アンケート
1月		○全教職員による情報交換	○保健指導（命の大切さ） ○町別集会、集団登校	○身体測定	○「学校自己評価」の評価
2月		○全教職員による情報交換 ○第2回学校運営協議会の開催	○学習発表会 ○6年生を送る会	○生活アンケート・教育相談の実施	
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し ○全教職員による情報交換	○スマホ教室（5・6年） ○町別集会、集団登校		
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○現職研修（事例研修） 適時	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業、楽しい授業の充実	○健康観察の実施 ○スクールカウンセラーによる相談 ○生活ノート、日記		

※年間計画は、予定ですので変更が生じることがあります。